

○大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例

平成十八年九月二十六日

大分県条例第四十九号

〔大分県認定こども園の認定基準を定める条例〕をここに公布する。

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例

(平二四条例八・平二六条例三七・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項及び第三項に規定する幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定めるものとする。

(平二四条例八・平二六条例三七・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 幼稚園型認定こども園等 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園をいう。

二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

イ 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

ロ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

三 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

四 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(平二〇条例二〇・平二六条例三七・一部改正)

(法第三条第一項の条例で定める要件)

第三条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 法第三条第一項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- 二 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に並び適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 四 別表に掲げる基準に適合すること。

(平二四条例八・全改、平二六条例三七・一部改正)

(法第三条第三項の条例で定める要件)

第四条 法第三条第三項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当する施設であること。
 - イ 法第三条第三項の認定を受けようとする連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 別表に掲げる基準に適合すること。

(平二四条例八・追加、平二六条例三七・一部改正)

(暴力団関係者の排除)

第五条 幼稚園型認定こども園等は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

(平二六条例三七・追加)

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二四条例八・旧第四条繰下、平二六条例三七・旧第五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(平二八条例一四・旧附則・一部改正)

(職員配置等に係る特例)

2 別表の第一及び第二の規定の適用については、当分の間、法第三条第二項及び第四項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に従い、規則で定める。

(平二八条例一四・追加)

附 則 (平成二〇年条例第二〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第三七号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の

施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(大分県認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の前に受けた前項の規定による改正前の大分県認定こども園の認定の要件を定める条例第二条第二項第四号に規定する認可外保育施設型認定こども園の認定は、前項の規定による改正後の同号に規定する地方裁量型認定こども園の認定とみなす。

10 施行日から起算して五年間は、附則第八項の規定による改正後の大分県認定こども園の認定の要件を定める条例別表第一の一の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び認可外保育施設型認定こども園の職員配置については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年条例第一四号）抄

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年条例第二六号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の大分県産業振興条例の規定、第二条の規定による改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の大分県中山間地域等農村活性化基金条例の規定及び第四条の規定による改正後の大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

附 則（令和六年条例第三四号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第一の一ハ及びニの規定は、適用しない。この場合において、同条の規定による改正前の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第一の一ハ及びニの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和七年条例第八号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第三条、第四条関係）

（平二二条例三〇・平二四条例八・平二六条例三七・令元条例二七・令三条例二六・令六条例三四・令七条例八・一部改正）

第一 職員配置

- 一 幼稚園型認定こども園等に置く教育及び保育に従事する者の数は、次のとおりとすること。ただし、常時二人を下回らないこと。
 - イ 満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上
 - ロ 満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上
 - ハ 満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね十五人につき一人以上
 - ニ 満四歳以上の子どもおおむね二十五人につき一人以上
- 二 満三歳以上の子どもについては、共通利用時間（幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間をいう。）について、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させること。この場合において、一学級の子どもの数は三十五人以下を原則とすること。

第二 職員資格

- 一 第一の一により幼稚園型認定こども園等に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。
- 二 第一の一により幼稚園型認定こども園等に置くものとされる職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。ただし、知事が別に定めるところにより、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者とすることができる。
- 三 二のただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、知事が別に定めるところにより、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。

四 二のただし書の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、知事が別に定めるところにより、幼稚園の教員の免許状を有する者を当該教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者とするができる。

五 幼稚園型認定こども園等の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者であること。

第三 施設設備

一 幼稚園型認定こども園等の園舎及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合はこの限りでない。

イ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

ロ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

二 幼稚園型認定こども園等の園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、はふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、四の本文（満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては四の本文及び九）に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
一学級	一八〇
二学級以上	$三二〇 + 一〇〇 \times (\text{学級数} - 二)$

三 幼稚園型認定こども園等には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。

四 三の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。ただし、満三歳以上の子どもの教育及び保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、

遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が二の本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

五 三の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が幼稚園型認定こども園等の認定を受ける場合には、地方裁量型認定こども園にあつてはイ又はロの基準のいずれか、保育所型認定こども園にあつてはイの基準、幼稚園型認定こども園にあつてはロの基準に限る。

イ 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

ロ 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについてイにより算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

六 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、当該幼稚園型認定こども園等の付近にある次の要件を満たす適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができる。

イ 子どもが安全に利用できる場所であること。

ロ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

ハ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

ニ 五に規定する屋外遊戯場の面積の基準を満たす場所であること。

七 幼稚園型認定こども園等において当該幼稚園型認定こども園等の子どもに食事を提供する場合には、当該幼稚園型認定こども園等内で調理する方法により行うこと。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、当該幼稚園型認定こども園等において行うことが必要と認められる調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるほか、次に掲げる要件を満たすときは、当該幼稚園型認定こども園等外で調理し搬入する方法により行うことができる。

イ 幼稚園型認定こども園等が子どもに対する食事の提供の責任を負い、かつ、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たし得る体制が整備され、及びその内容が調理業務を受託する者（以下「受託業者」という。）との契約に反映されていること。

ロ 当該幼稚園型認定こども園等又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている

栄養士又は管理栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

ハ 受託業者については、幼稚園型認定こども園等における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等について調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

ニ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機について適切に対応することができること。

ホ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供することができること。

八 幼稚園型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が二十人に満たない幼稚園型認定こども園は、三の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

九 幼稚園型認定こども園等において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、三の規定により設けるものとされる施設設備に加え、乳児室又はほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

十 幼稚園型認定こども園等の園舎において子どもの教育及び保育に供する保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等を二階以上に設ける場合にあっては、子どもの安全確保を図るため、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

ロ 子どもの待避のために必要な設備等を備えていること。

第四 教育及び保育の内容

幼稚園型認定こども園等の教育及び保育の内容は、子どもの最善の利益を基本とし、

一人ひとりの人権を大切にすることを育てるなど、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び内閣総理大臣が定める保育所保育指針の目標が達成されるものであること。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の幼稚園型認定こども園等に固有の事情への配慮など、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することができるものとして知事が別に定める次に掲げる内容に則したものであること。

- 一 教育及び保育の基本及び目標
- 二 幼稚園型認定こども園等に固有の事情として配慮すべき事項
- 三 教育及び保育の計画並びに指導計画
- 四 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成
- 五 日々の教育及び保育の指導における留意点
- 六 小学校教育との連携
- 七 地域の特性を生かした食育の推進

第五 保育者の資質の向上等

幼稚園型認定こども園等においては、次に掲げる事項に留意して子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等が図られるものであること。

- 一 自己研さんの重要性
- 二 指導計画等の充実
- 三 職員間の相互理解
- 四 幅広い研修機会の確保
- 五 幼稚園型認定こども園等の長に求められる能力の多様性

第六 子育て支援

幼稚園型認定こども園等における子育て支援事業の実施については、次に掲げる事項に留意してその充実が図られるものであること。

- 一 地域の子育て世帯に対する支援
- 二 保護者自身の子育て力の向上
- 三 保護者が利用しやすい体制の確保
- 四 地域との連携

第七 管理運営等

- 一 多様な機能を一体的に提供するため、一人の幼稚園型認定こども園等の長が置かれ、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営が行われるものであること。

- 二 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して幼稚園型認定こども園等の長が定めるものであること。
- 三 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めるものであること。
- 四 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、教育及び保育の内容や子育て支援等について、情報開示に努めているものであること。
- 五 特別な配慮を必要とする子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考が公正に行われるとともに、県及び市町村との連携が図られるものであること。
- 六 子どもの健康及び安全を確保するため、防災、防犯等の体制が整えられていること。
- 七 幼稚園型認定こども園等において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入等、補償の体制が整えられていること。
- 八 苦情解決の仕組みを設けること、自己評価、外部評価等の結果を公表すること等により、教育及び保育の質の向上に努めているものであること。
- 九 園舎又は敷地の公衆の見やすい場所に、幼稚園型認定こども園等である旨の表示をすること。

第八 過疎地域等における特例

知事は、幼稚園型認定こども園等の認定を受けようとする施設が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項の過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、就学前の子どもへの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、第二及び第三に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。